

住宅建築等に関する地主の承諾書

(金融機関名)

記入日： 令和 年 月 日

株式会社 優良住宅ローン 御中

土地所有者（共有者）

氏名	(生年月日： 年 月 日)
住所	
電話番号	

1 私は、次表の土地に借地人（共有者） が

<input type="checkbox"/>	木造
<input type="checkbox"/>	準耐火構造
<input type="checkbox"/>	耐火構造

の住宅を建築又は購入することを承諾します。

土地の表示 (登記上)	所在地	
	地積	平方メートル (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

2 私は、次の(1)又は(2)の事項を承諾します（該当する□にレ点を付してください。）。

(1) 私が借地人（共有者）の配偶者（※1）又は直系親族（※2）の場合

※1 内縁関係にある者、婚約関係にある者及び同性パートナーを含む。

※2 祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

(2) (1)以外の場合

貸地等の権利	承諾事項等
<input type="checkbox"/> 賃借権 地上権 地役権	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定することについて <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません(以下の①及び②の事項については、承諾します。) ①土地に抵当権等の権利（※1）が設定されている場合は、抹消すること。 ※1 借地権に優先する抵当権等の権利を指します。 ②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構(https://www.jhf.go.jp)に連絡すること（※2）。 ※2 借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構が債権保全上必要と判断したときは、借地人に代わって地代をお支払いします。
<input type="checkbox"/> 使用貸借 (共有を含む。)	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

(注1) 貸地等の場合で、住宅金融支援機構のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物には、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。

令和5年10月

YJLF02-07-202310

住宅建築等に関する地主の承諾書（記入例）

（金融機関名）

記入日：令和 XX 年 XX 月 XX 日

株式会社 優良住宅ローン 御中

土地所有者（共有者）

複数の地主がいらっしゃる場合には、人数分の承諾書をそれぞれご記入ください。（自署）

氏名	優良 一夫 (生年月日：XXXX 年 XX 月 XX 日)
住所	東京都 中央区 ○○○ X丁目 XX-X
電話番号	03-XXXX-XXXX

1 私は、次表の土地に借地人（共有者）

- 木造
 準耐火構造
 耐火構造

の住宅を建築又は購入することを承諾します。

優良 一郎

が

土地の表示 (登記上)	所在地	神奈川県 横浜市 ○○○ X丁目 XX-X
	地積	123.45 平方メートル (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

2 私は、次の(1)又は(2)の事項を承諾します（該当する□にレ点を付けてください。）。

(1) 私が借地人（共有者）の配偶者（※1）又は直系親族（※2）の場合

※1 内縁関係にある者、婚約関係にある者及び同性パートナーを含む。

※2 祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

(2) (1)以外の場合

貸地等の権利	承諾事項等
<input type="checkbox"/> 賃借権 地上権 地役権	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定することについて <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません(以下の①及び②の事項については、承諾します。) ①土地に抵当権等の権利（※1）が設定されている場合は、抹消すること。 ※1 借地権に優先する抵当権等の権利を指します。 ②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構(https://www.jhf.go.jp)に連絡すること（※2）。 ※2 借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構が債権保全上必要と判断したときは、借地人に代わって地代をお支払いします。
<input type="checkbox"/> 使用貸借 (共有を含む。)	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

(注1) 貸地等の場合で、住宅金融支援機構のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物には、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。